

瀬戸市クリーンセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 2 5 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 3 1 号

瀬戸市クリーンセンター条例の一部を改正する条例

瀬戸市クリーンセンター条例（昭和 3 5 年瀬戸市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用許可) 第 4 条 処理施設を使用することができる者は、 <u>次の各号のいずれかに該当し、市長の許可を受けた者とする。</u> (1) <u>市内において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 7 条第 1 項の許可を受けた者</u> (2) <u>市内において浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 3 5 条第 1 項の許可を受けた者</u> (3) <u>その他市長が必要と認めた者</u> 2 及び 3 <省略> (技術管理者の資格) 第 6 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 1 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)から(11)まで <省略>	(使用許可) 第 4 条 処理施設を使用することができる者は、 <u>次に掲げる条件を具備し、かつ、市長の許可を受けた者でなければならない。</u> (1) <u>一般廃棄物収集運搬業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者であること。</u> (2) <u>し尿及び浄化槽汚泥等の搬入は、タンク車によって行うこと。</u> 2 及び 3 <省略> (技術管理者の資格) 第 6 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <u>（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）</u> 第 2 1 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)から(11)まで <省略>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の瀬戸市クリーンセンター条例第4条の規定により受けている施設の使用の許可については、この条例の施行後もその許可により認められている期間は、なおその効力を有する。